東洋紡株式会社
証券コード 3101

TOYOBO
Beyond Horizons

第164回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年６月24日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前９時）

開催場所

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 11階
梅田サウスホール
大阪市北区梅田一丁目13番１号
昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。
（末尾の「株主総会会場案内図」等をご参照ください。）

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

書面（議決権行使書）および
インターネット等による議決権行使期限
2022年６月23日（木曜日）午後５時30分まで

■新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご出席に代えて、同封の書面またはインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

■株主総会ご出席の株主さまへのお土産の用意はございません。

スマート招集
本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/3101/

企業理念体系

Principle 理　念

『順理則裕』 なすべきことをなし、ゆたかにする

〈順理〉とは
- 「なすべきこと」を「する」 攻め
- 「なすべからざること」は「しない」 守り

〈則裕〉とは
- 順理を貫くことで、「世の中をゆたかにし」、「自らも成長する」
- それを「やりきる」「やりとげる」ことでゆたかにしていく

これが私たちの会社の創業精神であり、私たちの信条である

Vision めざす姿

私たちは、素材+サイエンスで人と地球に求められるソリューションを創造し続けるグループになります

Values 大切にすること

私たちは、変化を恐れず、変化を楽しみ、変化をつくります

TOYOBO Spirit　9つの約束

挑戦 Challenge			信頼 Reliability			協働 Collaboration		
先取	創造	遂行	安全へのこだわり	お客さま満足	現場･現物･現実	双方向の意思疎通	多様性の確保･活用	やってみる機会の提供

株主のみなさまへ

代表取締役社長
竹内郁夫

　株主のみなさまには、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

　ここに、第164回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
　当社グループの事業の現況と課題および議案につきまして、ご説明申しあげますので、ご高覧ください。

　株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

目次

招集ご通知 ………………………… 3
添付書類
　事業報告 ………………………… 7
　連結計算書類 ………………………… 33
　計算書類 ………………………… 35
　監査報告書 ………………………… 37
株主総会参考書類 ………………… 43

証券コード3101
2022年６月２日

株主各位

大阪市北区梅田一丁目13番１号
東洋紡株式会社
代表取締役社長　竹内郁夫

第164回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第164回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年６月23日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後５時30分）までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1．日　　　時　2022年６月24日（金曜日）午前10時（受付開始 午前９時）

2．場　　　所　大阪市北区梅田一丁目13番１号
大阪梅田ツインタワーズ・サウス　11階　梅田サウスホール
（昨年と会場が異なります。末尾の「株主総会会場案内図」等をご参照ください。）

3．目的事項

報告事項
1．第164期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第164期（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役10名選任の件
第４号議案　監査役１名選任の件
第５号議案　補欠監査役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、同一の方法により、重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎次の事項につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ir.toyobo.co.jp/ja/ir/stock/shareholder.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

①　事業報告の会社の支配に関する基本方針
②　連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③　連結計算書類の連結注記表
④　計算書類の株主資本等変動計算書
⑤　計算書類の個別注記表

従いまして、監査役が監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している上記①から⑤の事項も含まれております。また、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知添付書類に記載したもののほか、当社ウェブサイトに掲載している上記②から⑤の事項も含まれております。

◎事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://ir.toyobo.co.jp/ja/ir/stock/shareholder.html）に掲載させていただきます。

◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の３つの方法がございます。

1 書面郵送による議決権行使

2022年６月23日（木）午後５時30分到着分まで

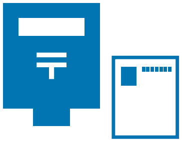

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

2 インターネット等による議決権行使

2022年６月23日（木）午後５時30分受付分まで

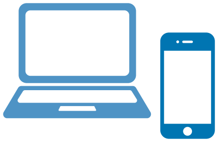

インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、ご行使ください。

3 当日ご出席による議決権行使

2022年６月24日（金）午前10時開催

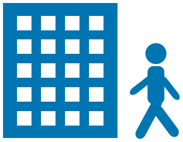

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

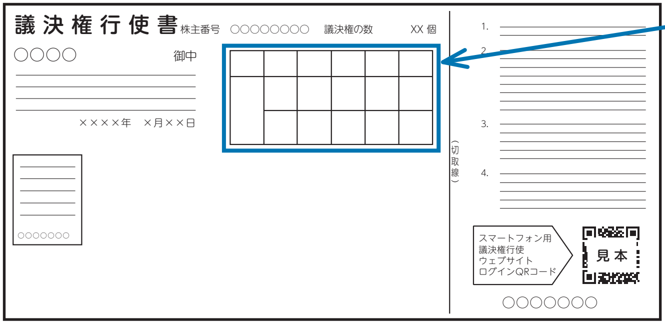

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第３号議案以外の議案について

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 ≫ 「否」の欄に○印

第３号議案について

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対の場合 ≫ 「賛」の欄に○印のうえ、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使®」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

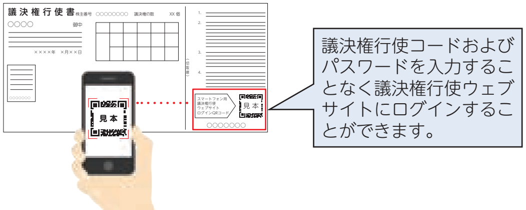

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

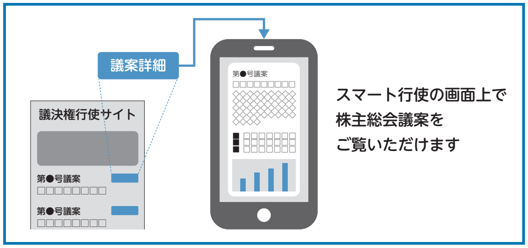

「スマート行使® 」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
(QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。)

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://www.web54.net

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

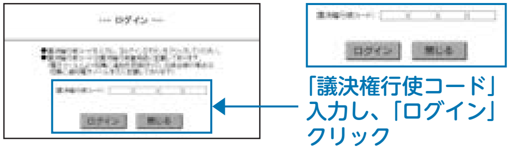

3　①議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。
②新しいパスワードを設定してください。

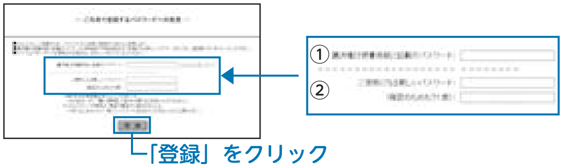

4　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120－652－031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家のみなさまへ）

機関投資家のみなさまに関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

Ⅰ．当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

１．事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、「当年度」といいます。）における当社グループを取り巻く事業環境は、新型コロナウイルス感染症の感染者数が増減を繰り返すなか、ワクチン接種の進展や財政・金融政策により、経済活動は徐々に回復しました。しかし、近時では、ウクライナ情勢の影響を受けて、原燃料価格のこれまで以上の高騰や材料供給の逼迫がみられ、インフレ圧力が高まる状況にあります。国内においては、年度末にかけて新型コロナウイルス変異株による感染者数がピークアウトしたものの、原燃料価格の高止まり、自動車産業での半導体不足や部品供給網の混乱が長期化する懸念が強まっています。

こうした事業環境のもと、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインＳＲＦ”が新ラインの稼働により販売を伸ばしたほか、ＰＣＲ検査用原料や試薬の販売も堅調に推移しました。一方で、包装用フィルムをはじめ、エンジニアリングプラスチック、エアバッグ用基布、ポリエステル短繊維や長繊維不織布スパンボンドなどでは、原料価格高騰の影響を受けました。

また、財務面では、資産の効率化および財務体質の健全化を図るため、当社グループが保有する投資有価証券を一部処分し、売却益65億29百万円を特別利益に計上しました。一方、医薬品製造受託事業における事業用資産、衣料繊維事業における休止予定資産、および高耐熱性ポリイミドフィルムを製造販売する当社子会社（ゼノマックスジャパン株式会社）の事業用資産に関して、減損損失93億62百万円を特別損失に計上しました。

以上の結果、当年度の売上高は、3,757億20百万円と前年度比11.4％の増収、営業利益は、284億30百万円と前年度比6.6％の増益、経常利益は、230億92百万円と前年度比11.5％の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、128億65百万円と前年度比206.2％の増益となりました。

(1) 事業区分別の概況

事業区分別の概況は、次のとおりです。

フィルム・機能マテリアル

Films & Functional Materials

当セグメントは、工業用フィルムが堅調に推移しましたが、原料価格高騰の影響を受けた結果、増収減益となりました。

フィルム事業では、包装用フィルムは、巣ごもり需要が継続しましたが、前年度の火災事故による販売減少や原料価格高騰の影響を受け苦戦しました。工業用フィルムは、液晶偏光子保護フィルム“コスモシャインＳＲＦ”が、新ラインの稼働により販売を伸ばしました。セラミックコンデンサ用離型フィルム“コスモピール”は、新ラインの稼働により、年度前半は堅調に推移しましたが、年度後半の市場環境の変化により販売は伸び悩みました。

機能マテリアル事業では、工業用接着剤“バイロン”は、エレクトロニクス用途の販売が堅調に推移したものの、原料価格高騰の影響を受けました。また、水現像型感光性印刷版用途の光機能材料は、中国・北米・欧州向けに販売を伸ばしました。

売上高構成比

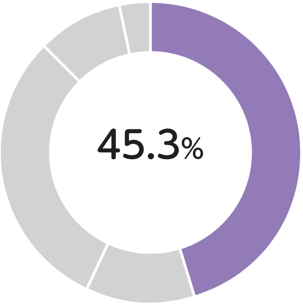

売上高・営業利益 (億円)

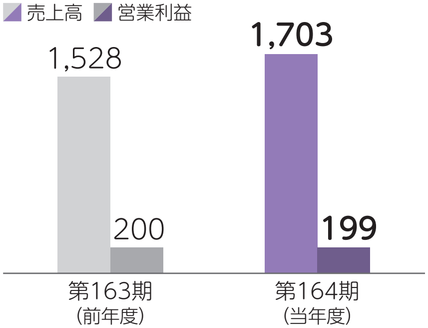

モビリティ

Mobility

当セグメントは、前年度に対して販売は回復しましたが、原料価格の高騰、半導体不足などによる自動車減産の影響を受けた結果、増収減益となりました。

エンジニアリングプラスチックは、海外は、中国、米国、タイの販売が堅調に推移したことに加え、原料価格高騰に対して販売価格改定が進みました。一方、国内は、販売価格改定が追いつかず、年度後半は自動車減産の影響を受けました。

エアバッグ用基布は、原料価格高騰に対して販売価格改定が追いつかず、苦戦しました。

売上高構成比

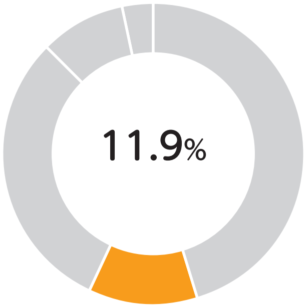

売上高・営業利益

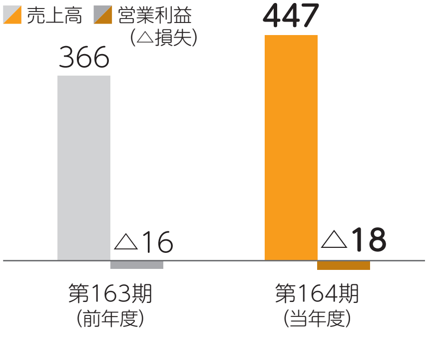

生活・環境 Lifestyle & Environmental

当セグメントは、経済活動の復調に伴い一部で需要が回復したものの、原料価格高騰の影響を強く受けた結果、増収減益となりました。

環境ソリューション事業では、溶剤を回収するＶＯＣ処理装置が、リチウムイオン電池市場の拡大に伴い回復基調にあるものの、前年度の海外での営業活動の停滞により受注が減少し、苦戦しました。

不織布事業では、長繊維不織布スパンボンドは、建材用途で回復しましたが、自動車減産と原料価格高騰の影響を受けました。機能フィルターは、マスク向けの販売が減少しました。

繊維機能材事業のスーパー繊維では、“イザナス”が釣糸用途やロープ用途で堅調に推移し、また、“ザイロン”も自転車タイヤ用途や消防服用途の需要が回復し、それぞれ販売を伸ばしました。一方、ポリエステル短繊維、機能性クッション材“ブレスエアー”は、原料価格高騰の影響を受けました。

衣料繊維事業では、中東向け特化生地は、円安により輸出採算が好転し、インナー用途も市況が回復したものの、スポーツ用途は店頭販売が振るわず、ユニフォーム用途は企業向けが低調でした。

売上高構成比

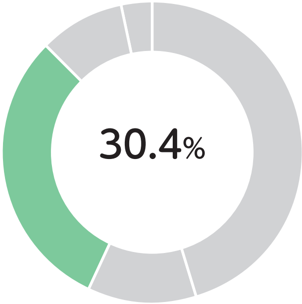

売上高・営業利益

（億円）

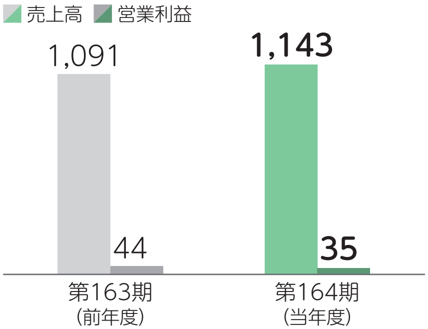

ライフサイエンス　Life Science

当セグメントは、ＰＣＲ検査需要が底堅く、増収増益となりました。

バイオ事業では、ＰＣＲ検査用原料・試薬、遺伝子検査装置・診断薬の販売が拡大しました。

医薬品製造受託事業は、ＦＤＡ※対応のため、操業度を下げたことが影響し低調でした。

メディカル事業では、人工腎臓用中空糸膜、ウイルス除去フィルターの販売が堅調に推移しました。

売上高構成比

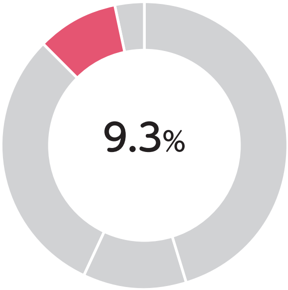

売上高・営業利益　（億円）

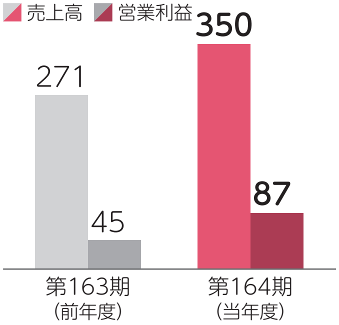

不動産・その他　Real Estate & Others

当セグメントは、不動産、エンジニアリング、情報処理サービス、物流サービス等の各インフラ事業で、それぞれ概ね計画どおりに推移しました。

売上高構成比

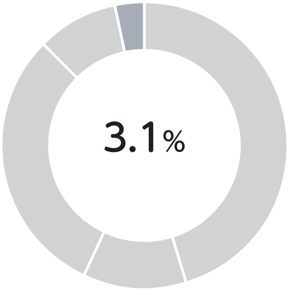

売上高・営業利益　（億円）

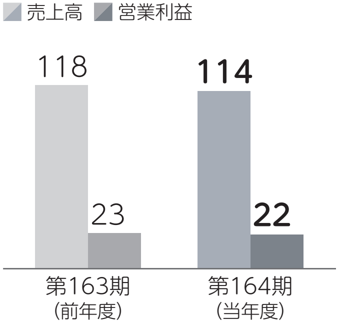

（当年度営業利益　消去または全社△40億円）

※Food and Drug Administration
（アメリカ食品医薬品局）

⑵ 事業区分別売上高

区　　　　分	売　上　高	構　成　比	前年度比増減率
フィルム・機能マテリアル	1,703億円	45.3%	11.4%
モビリティ	447	11.9	22.3
生活・環境	1,143	30.4	4.7
ライフサイエンス	350	9.3	29.2
不動産	40	1.1	△0.1
その他	74	2.0	△4.9
合　　計	3,757	100.0	11.4

2．設備投資等の状況

当年度には、二軸延伸ポリプロピレンフィルム（OPPフィルム）の生産設備新設のほか、総額336億円の設備投資を行いました。

3．資金調達の状況

当年度の所要資金は、自己資金および借入金等により充当しました。

4．重要な組織再編等の状況

該当事項は、ありません。

5．対処すべき課題

当社グループは、創業者である渋沢栄一が座右の銘の１つとしていた『順理則裕』を企業理念としています。『順理則裕』とは、「なすべきことをする、なすべからざることはしない。順理を貫くことで、世の中をゆたかにし、自らも成長する。」という会社の創業精神です。いわゆるＣＳＶ[※1]の考え方を当社グループは創業当時から受け継いできました。

2022年度からは「2025中期経営計画 サステナブル・グロースへの変革 」（2022～2025年度）がスタートします。経営方針「持続的な成長に向けて、経営基盤を作り直す」に従い、以下の４つの施策を中心に企業価値向上への取組みを進めていきます。

⑴　安全・防災・品質の徹底

安全・防災については、現場総点検、防災総点検、老朽設備更新、安全防災研修の充実などを内容とする「安全・防災マスタープラン」を実行し、「ゼロ災」をめざします。また、品質については、人員・体制の強化、しくみづくり・システム導入、品質保証研修の充実などにより品質保証マネジメント体制の再構築に取り組みます。安全・防災・品質をはじめとするリスクの把握、回避・低減、適切な対応を可能にするため、リスクマップの作成、モニタリングシステムの拡充、グループ会社のガバナンス整備など、グループ全体にわたってリスクマネジメント体制のさらなる強化を推進します。

⑵　事業ポートフォリオの組替え

重点事業を拡大し、グローバル規模でシェアを伸ばすため、収益性（使用資本営業利益率）と成長性の２つの軸で各事業を評価し、「重点拡大事業」「安定収益事業」「要改善事業」「新規育成事業」に層別し、事業運営します。当社グループに優位性があり、市場拡大が見込める事業には、中長期の成長拡大をめざして積極的な設備投資を行います。特に、フィルム、ライフサイエンス、環境を軸に成長投資を進めます。一方、「要改善事業」については対策を進め、グループ全体の資産効率の向上を図ります。

⑶　未来への仕込み

その時代に求められる最先端の技術と製品を提供し、トップランナーの地位を確立することをめざし、全社横断の「みらいプロジェクト」などの取組みを通じ、環境、ヘルスケア、デジタル社会などの分野において、新規事業領域を探索・育成します。

また、当社グループでは、地球温暖化・気候変動を事業継続に関わる大きなリスクの１つと認識し、2050年度までにカーボンニュートラルを実現すべく、自社活動によるＧＨＧ[※2]排出量（Scope1,Scope2）のネットゼロ達成を目標に掲げています。この目標達成に向けて、「ＣＮ[※3]戦略検討クロスファンクションチーム」を立ち上げ、ＩＣＰ[※4]制度の導入、自家火力発電所の更新・燃料転換、再生可能エネルギーの導入などを進めます。

さらに、ＤＸとして、スマートファクトリー[※5]化、マテリアルズ・インフォマティクス[※6]、ＳＦＡ[※7]活用を推進します。

⑷　土台の再構築

以下の取組みを通じて、当社グループが持続的に成長していくために必要な基盤、土台を再構築します。

① 人材育成、働き方改革、ダイバーシティ推進
人事制度改革、次世代経営人材、女性活躍推進（女性リーダー育成）、健康経営の推進など

② モノづくり現場力
生産革新活動、エンジニアリング教育の体系化

③ 事業基盤の整備
レガシーシステムの更新、全社・事業所拠点構想の検討

④ ガバナンス・コンプライアンス
ガバナンス体制の再構築、コンプライアンスの徹底、内部監査機能の強化

⑤ 組織風土改革
企業理念体系ＰＶＶｓの浸透、まじめな雑談

当社グループは、このような課題に取り組み、事業を通じて社会課題の解決に貢献し、従業員が誇りとやりがいをもって働き続けられる会社、持続的に成長できるサステナブルな会社をめざしていきます。

※1 Creating Shared Value（社会課題の解決に貢献するとともに、経済的価値の向上を図り、企業価値を高める、という考え方）
※2 Greenhouse Gas（温室効果ガス）
※3 Carbon-Neutral（ＧＨＧ排出量と吸収量を均衡させて、排出量を実質ゼロにすること）
※4 Internal Carbon Pricing（社内炭素価格）
※5 ＩｏＴやＡＩなどの先進技術を用いてデータ活用・分析を行い、製造プロセスの改善や稼働の効率化を実現する工場
※6 ビッグデータ、ＡＩ、機械学習などのデジタル技術の活用により、材料開発の効率を向上させる取組み
※7 Sales Force Automation（営業支援システム）

6．当社グループの財産および損益の状況の推移

区分 ＼ 連結会計年度	第161期 自 2018年４月 至 2019年３月	第162期 自 2019年４月 至 2020年３月	第163期 自 2020年４月 至 2021年３月	第164期 自 2021年４月 至 2022年３月
売上高 (百万円)	336,698	339,607	337,406	375,720
営業利益 (百万円)	21,727	22,794	26,657	28,430
経常利益 (百万円)	17,788	18,035	20,706	23,092
親会社株主に帰属する当期純利益（△損失） (百万円)	△603	13,774	4,202	12,865
１株当たり当期純利益（△損失） (円)	△6.80	155.12	47.30	144.75
総資産 (百万円)	461,047	488,874	491,188	517,774
純資産 (百万円)	181,226	182,636	188,635	197,149

（注）１．１株当たり当期純利益（△損失）は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しています。
２．当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を適用しており、第164期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

売上高 (百万円)

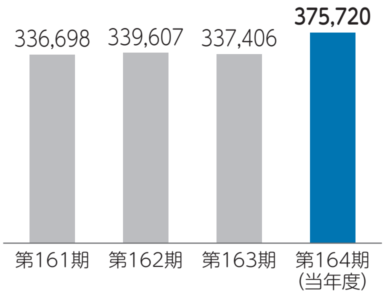

営業利益 (百万円)

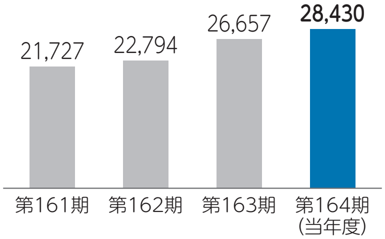

経常利益 (百万円)

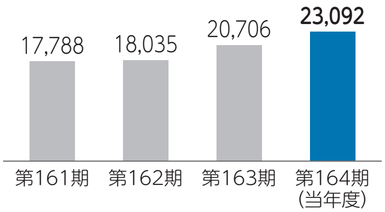

親会社株主に帰属する当期純利益(△損失) (百万円)

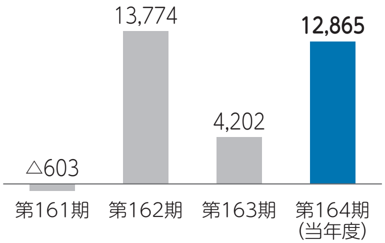

１株当たり当期純利益(△損失) (円)

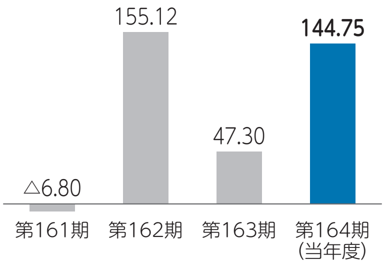

総資産・純資産 総資産 純資産 (百万円)

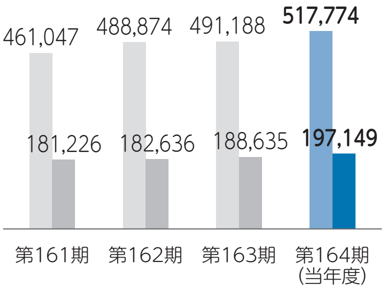

7．重要な子会社の状況（2022年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
日本エクスラン工業株式会社	3,000	80.0	アクリル繊維の製造・販売
東洋紡ＳＴＣ株式会社	2,500	100.0	フィルム、機能樹脂、産業マテリアル関連製品の販売、衣料繊維の開発・販売
呉羽テック株式会社	400	100.0	不織布の製造・販売
東洋紡エンジニアリング株式会社	120	100.0	建物、機械の設計・施工
東洋紡不動産株式会社	100	100.0	不動産の売買・賃貸
御幸毛織株式会社	100	100.0	紳士服地の製造・販売
東洋クロス株式会社	100	100.0	クロス、ビニルレザー、合成皮革等の製造・販売

（注）重要な子会社の状況に記載した７社を含み、連結子会社は51社、持分法適用会社は６社です。

8．主要な事業内容（2022年３月31日現在）

区分	主要製品
フィルム・機能マテリアル	包装用フィルム、工業用フィルム、工業用接着剤、光機能材料等
モビリティ	エンジニアリングプラスチック、エアバッグ用基布等
生活・環境	アクア膜、機能フィルター、スーパー繊維、不織布、機能衣料、アパレル製品、衣料テキスタイル、衣料ファイバー等
ライフサイエンス	診断薬用酵素等のバイオ製品、医薬品、医用膜、医療機器等
不動産	不動産の賃貸・管理等
その他	建物、機械等の設計・施工、情報処理サービス、物流サービス等

9．主要な営業所および工場（2022年３月31日現在）

(1) 当社

本社	大阪市
支社	東京支社（東京都中央区）・名古屋支社（名古屋市）
工場	敦賀事業所（福井県敦賀市）・岩国事業所（山口県岩国市）・富山事業所（富山県射水市）・犬山工場（愛知県犬山市）・宇都宮工場（宇都宮市）・高砂工場（兵庫県高砂市）
研究所	総合研究所（大津市）

(2) 子会社

日本エクスラン工業株式会社	本社（大阪市）・西大寺工場（岡山市）
東洋紡STC株式会社	本社（大阪市）
呉羽テック株式会社	本社工場（滋賀県栗東市）
東洋紡エンジニアリング株式会社	本社（大阪市）
東洋紡不動産株式会社	本社（大阪市）
御幸毛織株式会社	本社（名古屋市）
東洋クロス株式会社	本店・樽井事業所（大阪府泉南市）

10．当社グループおよび当社の従業員の状況（2022年３月31日現在）

	従業員数	前年度末比増減
当社グループ	10,503名	354名増
当社	3,831名	466名増

（注）当社の従業員数は出向者を除いた就業人員です。

11. 当社グループの主要な借入先（2022年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	24,486百万円
株式会社三井住友銀行	20,163
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	18,418
三井住友信託銀行株式会社	6,243
農林中央金庫	5,200
日本生命保険相互会社	4,400

12. その他当社グループの現況に関する重要な事項

⑴ 機能素材に係る事業の会社分割（簡易吸収分割）および三菱商事株式会社との合弁会社設立に関する契約締結について

当社は、2022年３月24日開催の取締役会決議により、三菱商事株式会社（本社　東京都千代田区、以下、「三菱商事」といいます。）との間で、当社の機能素材の事業競争力を高め、グローバルにソリューションを提供し続けることをめざす新たな合弁会社（以下、「新会社」といいます。）の設立および事業開始に関する契約（以下、「本契約」といいます。）を締結しました。本契約は、当社が新会社を設立したうえで、当社事業の一部を吸収分割により分割し（以下、「本分割」といいます。）、三菱商事が新会社へ出資（以下、「本出資」といいます。）することを主な内容とするものです。

今後、本分割および本出資にあたり、両社間による詳細な検討を経て、当社を分割会社、新会社を承継会社とする吸収分割契約、および両社間による株主間契約の締結等を予定しています。

なお、本分割の対象となる事業は以下のとおりであり、会社法第784条第２項に定める簡易吸収分割に該当します。

（本分割の対象となる事業）

国内外の機能素材の企画、開発、製造および販売に関する事業（重合開発営業、バイロン・ハードレン、光機能材料、ファインケミカル、エンジニアリングプラスチック、アクア膜、環境ソリューション装置、ＡＣ製品、ＡＣ材料、スパンボンド、生活資材およびスーパー繊維に関する事業）ならびに当該各事業に附帯関連する事業

⑵ 本社移転について

当社は、2022年４月１日付をもって、本社を大阪市北区梅田一丁目13番１号に移転しました。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（2022年３月31日現在）

1．発行可能株式総数　200,000,000株

2．発行済株式の総数　89,048,792株
（自己株式152,550株を含む）

3．株主数　63,059名

所有者別株式分布状況（保有株式数ベース）

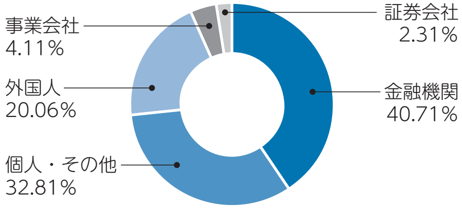

4．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,613千株	17.56%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,401	8.33
全国共済農業協同組合連合会	3,558	4.00
東洋紡従業員持株会	2,049	2.31
東友会	1,861	2.09
日本生命保険相互会社	1,750	1.97
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,436	1.62
明治安田生命保険相互会社	1,402	1.58
JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,203	1.35
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS- UNITED KINGDOM	1,115	1.26

（注）持株比率は、自己株式（152,550株）を控除して計算しています。

5．当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く。）	23,306株	７名

（注）１．上記のほか、当社執行役員14名に29,318株を交付しています。
２．社外取締役および監査役には交付していません。

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項（2022年３月31日現在）

該当事項は、ありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項

1．取締役および監査役の氏名等（2022年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取締役会長	楢　原　誠　慈	
代表取締役社長（社長執行役員）	竹　内　郁　夫	内部監査部、カエルプロジェクト推進部、サステナビリティ推進部の統括
代表取締役（専務執行役員）	森　重　地　加　男	社長執行役員の補佐。安全・保安防災推進本部長、フイルム・機能マテリアルソリューション本部長
取締役（常務執行役員）	大　内　　　裕	ライフサイエンスソリューション本部長
取締役（常務執行役員）	大　槻　弘　志	管理部門の統括。カエルプロジェクト推進部の担当
取締役（執行役員）	荒　木　良　夫	品質保証本部長。生産技術革新部門の統括
取締役（執行役員）	白　井　正　勝	ＨＲ・コーポレートコミュニケーション部門の統括。内部監査部の担当
取締役	中　村　　　勝	
取締役	磯　貝　恭　史	
取締役	桜　木　君　枝	会津大学大学院特任教授 いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社熊谷組社外取締役
取締役	播　磨　政　明	伏見町法律事務所弁護士 石原産業株式会社社外監査役 大阪府公害審査会会長、堺市監査委員
監査役（常勤）	飯　塚　康　広	
監査役（常勤）	田　保　高　幸	
監査役	杉　本　宏　之	公認会計士（杉本公認会計士事務所代表） サカタインクス株式会社社外監査役
監査役	入　江　昭　彦	大阪ガス都市開発株式会社社外監査役

（注）１．取締役　中村　勝、磯貝　恭史、桜木　君枝および播磨　政明の各氏は、社外取締役です。
２．監査役　杉本　宏之および入江　昭彦の両氏は、社外監査役です。
３．監査役　田保　高幸氏は、当社で長年の経理部門の経験があり、また、監査役　杉本　宏之氏は、公認会計士であり、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
４．取締役　森重　地加男および大内　裕の両氏ならびに監査役　田保　高幸および入江　昭彦の両氏は、2021年６月24日開催の第163回定時株主総会において選任され就任しました。
５．取締役　渡邉　賢氏ならびに監査役　永田　種昭および竹中　史郎の両氏は、2021年６月24日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。

6．当社は、取締役　中村　勝、磯貝　恭史、桜木　君枝および播磨　政明の各氏ならびに監査役　杉本宏之および入江　昭彦の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
7．社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

2．取締役および監査役の報酬等

(1)　取締役および監査役の報酬等の総額

区　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等（譲渡制限付株式報酬）	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役 (うち社外取締役)	422 (41)	310 (41)	82 (−)	30 (−)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	69 (17)	69 (17)	− (−)	− (−)	6 (3)
合計 (うち社外役員)	491 (59)	379 (59)	82 (−)	30 (−)	18 (7)

（注）1．上記には、2021年６月24日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名および監査役２名を含んでいます。
2．基本報酬は、取締役の役位別報酬および執行役員の役位別報酬の定額部分の合計額です。
3．譲渡制限付株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しています。
4．使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

(2)　業績連動報酬等に関する事項

① 取締役（社外取締役を除きます。）に対し適切な動機づけとなるように、報酬の一部については前年度の全社業績評価および担当部門業績評価を反映させる設計としています。
② 全社業績評価の業績指標（以下、「ＫＰＩ」といいます。）は、主要な経営指標で2018年中期経営計画のＫＰＩでもある連結営業利益を採用しています。具体的な目標設定額や達成度合いに応じて算出するための計算式については、取締役会が、委員の過半数を独立性の高い社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会に原案を提示のうえ諮問し、その答申を踏まえ決定しています。また、担当部門業績評価については、営業利益やＲＯＡの改善度など各部門業績を総合的に勘案し決定しています。
③ 全社業績評価のＫＰＩである連結営業利益の推移については、「Ⅰ．当社グループ（企業集団）の現況に関する事項　6．当社グループの財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

⑶ 非金銭報酬等の内容

① 取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対し適切な動機づけとなるように、また、株主との一層の価値共有を推進するため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。
② 当社は、対象取締役に対し、報酬の一部として年１回、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、対象取締役がその報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで当社普通株式を取得します。
③ 当社普通株式の１株当たりの払込金額は、報酬債権の額を決定する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値とします。
④ 対象取締役が取得する普通株式の譲渡制限期間は、払込期日から30年間です。
⑤ 対象取締役が譲渡制限期間の満了前に、取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合、付与した譲渡制限付株式の全部または一部について譲渡制限を解除できるものとし、解除する譲渡制限付株式の数および解除時期を合理的に調整します。
⑥ 対象取締役が譲渡制限期間の満了前に、取締役会が正当と認める理由以外の理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合等、一定の事由に該当した場合には、当社は、付与した譲渡制限付株式を無償で取得します。
⑦ 譲渡制限期間の満了前に、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等がなされる場合、取締役会決議により合理的に定める数の譲渡制限付株式についての譲渡制限を当該組織再編等の効力発生日に先立ち解除します。また、譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式は当社が無償で取得します。
⑧ 当事業年度における付与の状況は、「Ⅱ．会社の株式に関する事項　５．当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

⑷ 株主総会決議による定めに関する事項

当社役員の報酬等に関する株主総会決議の内容は、下表に記載のとおりです。

区　分	種　　類	上　　限	株　主　総　会　決　議
取締役	金　銭　報　酬	月額41百万円	2005年６月29日開催 第147回定時株主総会 （株主総会終結時点の員数11名）
	非金銭報酬等 （譲渡制限付株式報酬）	年額45百万円 年間45千株	2019年６月25日開催 第161回定時株主総会 （株主総会終結時点の員数６名）
監査役	金　銭　報　酬	月額７百万円	2003年６月27日開催 第145回定時株主総会 （株主総会終結時点の員数５名）

⑸　役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定方法

役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」といいます。）については、取締役会が指名・報酬等諮問委員会に原案を提示のうえ諮問し、その答申を踏まえて決定することとしています。なお、現在の決定方針は、2021年２月25日に取締役会決議により決定しました。

決定方針の内容

① 基本方針

・当社役員の報酬制度は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、次の方針に従い設計する。

－当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながる動機づけとなること

－優秀な経営人材の確保につながること

－決定の手続きが客観的で透明性の高いこと

・報酬の構成や水準は、当社の経営環境、従業員給与の水準や外部専門機関の調査に基づく他社水準を踏まえて、見直しを行う。

② 金銭報酬（業績連動部分含む）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

・金銭報酬の構成

取締役（社外取締役を除く）の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、次の２つにより構成する。

－取締役の役位別（代表取締役、取締役）報酬

－兼務する執行役員の役位別報酬

・上記「兼務する執行役員の役位別報酬」については、次のとおりとする。

－「役位別の定額部分」および「前年度の全社業績評価および担当部門業績評価を反映させた短期インセンティブ部分」で構成する。

－全社業績評価の業績指標（ＫＰＩ）は、主要な経営指標である連結営業利益とし、具体的な目標設定額については、指名・報酬等諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会にて決定する。

－担当部門業績評価は、営業利益やＲＯＡの改善度などの各部門業績を総合的に勘案して決定する。

－全社業績評価および担当部門業績評価をもとに指名・報酬等諮問委員会において定められた計算式を用いて、個人別の報酬額を算出し、取締役会において決定する。

－取締役会長の報酬は、その職務に鑑み、社長執行役員の報酬に準じる。

③ 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

　持続的な企業価値向上へのインセンティブを高め、株主との一層の価値共有を推進するため、報酬における一定の割合を非金銭報酬として、譲渡制限付株式報酬（業績非連動・事前交付型）を年１回付与する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

　執行役員を兼務する取締役の報酬は、企業価値向上へのインセンティブが適切に働くように設計することとし、執行役員の役位別定額部分、短期インセンティブ部分、非金銭報酬の割合は７：２：１を目安とする（ＫＰＩ100％達成の場合）。

⑤ その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

・社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、定額の金銭報酬のみとする。
・監査役の報酬は、各監査役の職務および責任に応じた定額の金銭報酬のみとし、その役割と独立性の観点から、監査役の協議により決定する。
・取締役会の諮問機関として、構成員（委員）の過半数を社外取締役とする指名・報酬等諮問委員会を設置し、報酬決定の透明性、客観性を確保する。指名・報酬等諮問委員会は取締役会の諮問を受け、役員報酬の体系、水準、算定方法に加え、役位別報酬の一部を構成する全社業績評価の目標設定額などについても審議する。取締役会は指名・報酬等諮問委員会の答申を踏まえ、個別の報酬額を最終決定する。

＜ご参考＞ 役員報酬制度の一部見直しについて

　取締役会は、役員報酬を巡る社会的動向や業績向上への適切なインセンティブなどに関する検討を踏まえ、役員報酬制度の一部見直しを行いました。
　見直しの主な内容は以下のとおりであり、2022年７月度より実施します。

⑴　報酬の構成割合
　① 役位別基本報酬の割合を引き下げ、短期インセンティブ報酬の割合を引き上げる。
　② 見直し後、役位別基本報酬、短期インセンティブ報酬、長期インセンティブ報酬（譲渡制限付株式報酬）の割合は、６：３：１を目安とする。

⑵　短期インセンティブ報酬の構成割合
　短期インセンティブ報酬に反映させる全社業績と担当部門業績の割合は、次のとおりとする。

代表取締役および役付取締役	全社業績のみ
取締役	全社業績２：担当部門業績１
執行役員（専任）	全社業績１：担当部門業績２

⑶　短期インセンティブ報酬の業績指標
　全社業績の評価に用いる業績指標を2025中期経営計画の目標と連動させ、営業利益からEBITDAに変更する。

個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会の諮問機関である指名・報酬等諮問委員会において、当事業年度の個人別報酬等の内容と決定方針の整合性が審議され、取締役会に対し妥当である旨の答申がなされたことから、取締役会としても、その答申を踏まえ、個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しました。

3．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。また、保険料については、当社が全額負担しています。

当社は、上記保険契約により被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者の犯罪行為など一定の事由に起因する損害については、填補の対象としない旨を定めています。

なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

対象会社	当社、当社のすべての子会社および豊科フイルム株式会社（当社の持分法適用関連会社）
被保険者	役員（退任役員を含む。）および管理監督の地位にある従業員

（注）被保険者における「役員」には取締役および監査役のほか、執行役員が含まれています。

4．社外役員に関する事項

⑴ 当事業年度における主な活動状況等

区　分	氏　名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	中村　勝	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員長を務めるなど、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	磯貝恭史	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、技術、研究開発等の分野でも経営へのアドバイスを行うなど、品質管理分野に精通した学識経験者としての専門的見地や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	桜木君枝	当事業年度開催の取締役会19回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員を務めるなど、企業倫理、コンプライアンスおよびサステナビリティなどの分野に関する豊富な経験や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	播磨政明	当事業年度開催の取締役会19回中18回に出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、社内規程体系の整備や個別の規程に対する監修・アドバイスを行うなど、弁護士としての専門的見地や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。

区　分	氏　名	主な活動状況
監査役	杉本宏之	当事業年度開催の取締役会19回中18回および監査役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門的見地や幅広い見識に基づき意見を述べたほか、指名・報酬等諮問委員会のオブザーバーを務めました。
監査役	入江昭彦	2021年６月24日就任以降開催の取締役会15回および監査役会10回すべてに出席し、上場会社等他社における豊富な監査役の経験や幅広い見識に基づき意見を述べました。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

Ⅴ．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称　　有限責任 あずさ監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　　　　分	支　　払　　額
1．当社の会計監査人としての報酬等の額	87百万円
2．当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	138百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しています。
2．監査役会は、会計監査人による監査計画の内容、職務遂行状況、および報酬見積りの算定方法などについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っています。

3．非監査業務の内容

連結決算業務の体系化・標準化等支援業務。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から解任した旨および解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

Ⅵ．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要

1．取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・「決定・監督」と、「業務執行」を明確に分離することにより、経営の透明性、公正性を高めるため、執行役員制をとります。執行役員制については経営規則により明確に規定し、取締役会が執行役員による業務執行を監督する体制とするとともに、執行役員は法令および定款の定めを順守する義務を負うことを執行役員規則に明確に規定します。

・コンプライアンス担当執行役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、法務・コンプライアンス部がグループ全体にわたって法令順守を推進します。また、内部通報窓口としてコンプライアンス相談窓口を設置します。

・「東洋紡グループ企業行動憲章」「東洋紡グループ社員行動基準」を制定し、当社グループの役員および従業員に配付して法令および企業倫理の順守を周知徹底します。

2．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・執行役員制のもと、取締役会による迅速な意思決定、監督と執行役員による効率的な業務執行ができる体制とします。

・「決定・監督」は取締役会が担当し、取締役会長が議長を務めます。「業務執行」では、取締役社長が執行の長として、統括執行役員会議の議長を務めるとともに、執行役員会議を招集します。

・統括執行役員会議では、取締役会決議事項の事前審議と取締役会より委任された業務執行に関する事項の決定を行い、執行役員会議では、経営課題の討議や経営方針の伝達を行うなど効率的な業務執行に努めます。

3．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役および執行役員は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、当社の文書情報管理規定に従い適切に保存および管理を行います。

4．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・統括執行役員会議の下部機関として企画審議会、管理審議会を設置し、それぞれ重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件等をそれぞれ専門的な観点から審議することにより、経営に関するリスクを管理します。

・取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」および「リスクマネジメント委員会」を設置し、グローバルな社会・環境問題を解決する取組みに注力するとともに、当社グループ全体にわたって経営基盤を支えるリスク管理体制の充実に努めます。

5．当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

・グループ経営については、当該会社の事業内容に応じ当社の担当部門ごとに管理するとともに、経営企画部が全体的な観点からガバナンスを推進する体制とします。

・関係会社の重要な意思決定事項については、取締役会規則、統括執行役員会議規則、関係会社管理内規等により、会社法に則って当社が関与できる範囲を明確にして業務の適正を確保します。

・コンプライアンスについては、当社がグループ全体にわたって法令順守を推進します。

・財務報告の信頼性を確保するため、グループ会社を含めた内部統制の体制を整備し、その有効な運用および評価を行います。

6．監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

⑴　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査役の職務を補助するため、監査役スタッフを置き、監査役がその指揮命令権を保持します。また、当該スタッフに関する任命および解任、人事考課・一時金の業績評価等の人事運用については監査役会の同意を必要とし、賞罰規定の適用についても監査役会の意見を聞きます。

⑵　当社および子会社の取締役、使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社およびグループ会社は、監査役監査を定期的に受け、業務状況報告を行います。さらに、当社グループの役員および従業員は、当社監査役から報告を求められたとき、速やかにかつ適切に報告を行います。

・当社グループの役員および従業員が当社監査役に直接相談・報告することができるよう専用のメールアドレスを設置します。

・当社監査役へ相談・報告をした者に対し、当該相談・報告をしたことを理由として、当社またはグループ会社において解雇その他の不利な取扱いを行わない旨を周知徹底します。

⑶　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役会または各監査役から監査の実施等のために、法律、会計等の専門家に助言を求めるなど所要の費用につき請求があった場合は、その請求が職務執行上、必要でないと認められる場合を除き、請求に応じて支払います。

⑷　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・経営規則等において、統括執行役員会議、執行役員会議等のグループ経営に関する重要会議に監査役が出席し意見を述べる旨を明確にするとともに、「サステナビリティ委員会」「リスクマネジメント委員会」についても同様の規定を明記します。

・監査役は、主要なグループ会社を対象とするグループ監査役連絡会を定期的に開催し、適切な内部統制構築に関する監査の充実を図ります。

・監査役は、内部監査部から内部監査結果の報告および財務報告に係る内部統制の評価状況の報告を受けるとともに情報交換を行います。

7．反社会的勢力排除に向けた基本的考え方とその整備状況

・反社会的勢力の排除に向け、「東洋紡グループ企業行動憲章」において市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底することを掲げて取り組みます。

8．運用状況の概要

当社は、上記の体制整備に関する基本方針に基づき、当事業年度において、以下の取組みを行いました。

⑴　職務の執行の効率性および適正性に関する取組み

・定例取締役会を毎月１回、臨時取締役会を７回開催し、法令および定款に規定された事項、経営上の重要事項の決定、業務執行状況の報告および監督を行いました。

・取締役会決議事項に該当しない事項については、重要性に応じて定めた詳細かつ具体的な付議・報告基準に従い、取締役会から委任を受けた統括執行役員会議による決議、または稟議による決裁を行いました。

・グループ会社の意思決定については、業務の効率性および適正性を確保するため、関係会社管理内規等に定められた重要事項について、取締役会または統括執行役員会議で審議を行いました。

⑵　コンプライアンスの推進に関する取組み

・統括執行役員会議メンバーが委員となり、経営の観点からグループ全体のコンプライアンスを推進するコンプライアンス委員会と、その下に具体的取組みを検討、推進するコンプライアンス推進委員会を設置しています。当事業年度は、コンプライアンス委員会を２回、コンプライアンス推進委員会を４回開催し、「コンプライアンス意識を高める雰囲気づくり」をキャッチフレーズに教育、研修、予防措置の実効性向上に取り組みました。

・「東洋紡グループ企業行動憲章」および行動規範である「東洋紡グループ社員行動基準」を掲載したコンプライアンスマニュアルをグループ従業員に配付するとともに、職場にて読み合わせを実施するなど、ルールの周知徹底に努めました。

・経営からのメッセージ動画の配信や当社全事業所およびグループ会社37社（海外含む）を対象に勉強会を実施するほか、法令違反等のトピックを掲載したケーススタディを毎月発行するなど、意識向上を図りました。
・コンプライアンス徹底月間には、コンプライアンスアンケートを実施し、順守状況や推進活動に関する課題の把握に努めるとともに、改善に向けた対応を実施しました。
・個別の重点テーマとして内部通報窓口機能の強化を取り上げ、これまでの社内外の窓口に加え、専門サービス会社を利用した社外窓口を追加設置するとともに、ＰＲシールの配付等を通じて周知や利用の促進に努めました。

⑶ **リスク管理に関する取組み**

・重要な設備投資および新規事業案件、重要な投融資案件につき、企画審議会または管理審議会で審議し、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスク評価を行い、統括執行役員会議に答申しました。
・個々のリスク管理については、安全防災委員会など各委員会がお客様、株主・投資家、調達お取引先、地域社会、従業員、地球環境など、各ステークホルダーを意識した取組みを実践するとともに、企業理念『順理則裕』の趣旨、精神の浸透を図りました。
・これらの委員会活動は、サステナビリティ委員会が取り組むべき課題を明確にし、その進捗を一元的に監督しました。
・当社グループ全体にわたって経営基盤を支えるリスク管理体制の充実を図るため、リスクマネジメント委員会を設置し、2021年４月から活動を開始しました。当社のリスクを発生可能性と影響度から査定、重大リスクを選定し、委員会として重点的にモニタリング・コントロールするしくみを整備しました。さらに重大リスクごとにその回避・軽減策を策定し、年度単位でＰＤＣＡを回す管理体制を整えました。
・安全・防災については、犬山工場の火災事故発生以降、二度とこのような事故を発生させない会社にしていくため、全社で危機感を共有し、「安全・防災マスタープラン」のもと以下の取組みを実施しています。

－経営トップの決意表明

社長が「安全宣言」を行うことで、改めて経営のリーダーシップを示し、当社グループ一丸となって安全活動を展開していくことを当社グループ各社に発信しました。

－防災管理プロジェクトの始動

外部専門家を交えた防災管理プロジェクトを始動させました。国内外15拠点の現場確認を実施し、東洋紡統一管理基準を定めました。さらに、全拠点へ展開することで拠点ごとの管理レベルを一元的にミエル化し、当社グループ全体で改善活動を推進しています。

－経営幹部の安全ワークショップ実施
　安全文化の醸成をさらに深めるため、経営幹部がリーダーとしての役割を果たせるよう、外部講師によるワークショップを実施しました。また、安全文化を学び、新たな気づきを得る機会として、他社との交流も行うなど、安全文化の一層の醸成に向けた取組みを継続しています。

・品質については、不適切事案の原因を徹底的に調査し、実効性のある再発防止策を定めました。品質保証に係るすべてのプロセスを見直すとともに、確実な是正措置を実行するため、当社グループ一丸となって以下の取組みを実施しています。
－社長直轄の品質保証本部の設置
－スリーラインディフェンス体制の構築
－リスクマネジメント委員会によるリスクの把握とリスク低減策の推進
－事業譲受時のチェック体制の強化
－内部監査機能の強化
－コンプライアンス教育強化と内部通報制度の活用推進
－人事交流（ローテーション）の推進
－外部専門家を交えた品質プロジェクトによる品質マネジメント推進体制の強化
－全社アンケートによる問題点の把握と改善策の推進

⑷　監査役の監査体制に関する取組み

・監査役スタッフを２名置き、監査役の職務を補助しました。
・当社事業部門、スタッフ部門やグループ会社は、監査役に業務状況報告を行ったほか、「信頼回復と企業価値向上へ向けて（安全・防災・品質保証の徹底と土台の再構築への取組みの実効性を検証する）」の中で、安全・防災・品質等のリスクマネジメント、組織・人材・その他ガバナンスに関する監査役監査を受けました。
・監査役は、当社規定に基づき、法令に定められた会議への出席のほか、重要な会議、委員会に出席し、情報収集するとともに、独立した客観的な立場で意見を述べました。
・グループ監査役連絡会は定期的に開催され、各グループ会社の重点課題と取組状況に関する報告、情報交換などにより、当社グループの監査体制の充実が図られました。
・内部監査部は、監査結果の共有を目的とした報告を行うとともに、必要に応じて情報交換および意見交換を行い、連携を強化しました。
・三様監査ミーティングを定期的に開催し、監査役、会計監査人、内部監査部それぞれの状況報告と情報交換を行い、各監査の実効性・効率性向上と監査環境の整備に努めました。

◎本事業報告に記載したグラフ、写真などは、ご参考情報です。

連結貸借対照表

（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額
（資 産 の 部）	
流動資産	**239,314**
現金及び預金	27,176
受取手形及び売掛金	91,082
契約資産	421
電子記録債権	10,747
商品及び製品	57,362
仕掛品	14,483
原材料及び貯蔵品	24,204
その他	14,150
貸倒引当金	△311
固定資産	**278,460**
有形固定資産	**227,574**
建物及び構築物	53,960
機械装置及び運搬具	51,786
土地	91,586
リース資産	698
建設仮勘定	21,721
その他	7,824
無形固定資産	**4,307**
投資その他の資産	**46,579**
投資有価証券	19,064
繰延税金資産	18,449
その他	10,038
貸倒引当金	△972
資産合計	**517,774**

科　　目	金　額
（負 債 の 部）	
流動負債	**146,750**
支払手形及び買掛金	46,876
電子記録債務	6,326
短期借入金	40,592
１年内返済予定の長期借入金	21,418
未払法人税等	4,102
賞与引当金	4,778
その他	22,657
固定負債	**173,876**
社債	55,000
長期借入金	70,681
リース債務	2,693
繰延税金負債	2,601
再評価に係る繰延税金負債	19,641
役員退職慰労引当金	236
環境対策引当金	12
退職給付に係る負債	19,841
その他	3,171
負債合計	**320,626**
（純 資 産 の 部）	
株主資本	**158,402**
資本金	**51,730**
資本剰余金	**32,193**
利益剰余金	**74,700**
自己株式	**△221**
その他の包括利益累計額	**36,474**
その他有価証券評価差額金	**4,882**
繰延ヘッジ損益	**7**
土地再評価差額金	**41,562**
為替換算調整勘定	**△7,656**
退職給付に係る調整累計額	**△2,321**
非支配株主持分	**2,273**
純資産合計	**197,149**
負債・純資産合計	**517,774**

連結損益計算書

（自 2021年４月１日 至 2022年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**375,720**
売上原価		**279,594**
売上総利益		**96,126**
販売費及び一般管理費		67,696
営業利益		**28,430**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	605	
その他	1,801	2,406
営業外費用		
支払利息	1,211	
その他	6,532	7,743
経常利益		**23,092**
特別利益		
投資有価証券売却益	6,529	6,529
特別損失		
減損損失	9,362	
固定資産処分損	4,232	
その他	1,232	14,825
税金等調整前当期純利益		**14,796**
法人税、住民税及び事業税	5,627	
法人税等調整額	△2,892	2,735
当期純利益		12,061
非支配株主に帰属する当期純損失		△804
親会社株主に帰属する当期純利益		**12,865**

貸 借 対 照 表

（2022年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
流動資産	**165,016**
現金及び預金	12,155
受取手形	3,107
売掛金	65,139
電子記録債権	4,525
製品	42,124
仕掛品	8,093
原材料及び貯蔵品	13,860
前払費用	149
短期貸付金	6,870
その他	8,993
固定資産	**282,096**
有形固定資産	**186,845**
建物	33,475
構築物	5,727
機械及び装置	41,881
車両及び運搬具	113
工具、器具及び備品	4,140
土地	81,812
リース資産	120
建設仮勘定	19,577
無形固定資産	**3,249**
ソフトウェア	1,965
その他	1,284
投資その他の資産	**92,002**
投資有価証券	3,976
関係会社株式	60,305
関係会社出資金	10,653
長期貸付金	5,681
繰延税金資産	7,795
その他	4,251
貸倒引当金	△659
資産合計	**447,112**

科目	金額
（負債の部）	
流動負債	**137,577**
買掛金	30,641
電子記録債務	1,051
短期借入金	34,492
１年内返済予定の長期借入金	20,766
リース債務	71
未払金	14,849
未払費用	2,759
未払法人税等	1,496
前受金	365
預り金	26,166
賞与引当金	2,898
その他	2,022
固定負債	**153,262**
社債	55,000
長期借入金	65,670
リース債務	115
再評価に係る繰延税金負債	18,140
退職給付引当金	12,354
債務保証損失引当金	849
その他	1,134
負債合計	**290,839**
（純資産の部）	
株主資本	**116,999**
資本金	**51,730**
資本剰余金	**32,562**
資本準備金	19,224
その他資本剰余金	13,338
利益剰余金	**32,927**
その他利益剰余金	32,927
繰越利益剰余金	32,927
自己株式	**△221**
評価・換算差額等	**39,274**
その他有価証券評価差額金	**780**
繰延ヘッジ損益	**△13**
土地再評価差額金	**38,508**
純資産合計	**156,273**
負債・純資産合計	**447,112**

損　益　計　算　書

（自　2021年４月１日
　至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

科　　　目	金　　額	
売上高		**241,749**
売上原価		**176,358**
売上総利益		**65,391**
販売費及び一般管理費		45,208
営業利益		**20,183**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1,952	
その他	1,080	3,033
営業外費用		
支払利息	887	
その他	6,308	7,195
経常利益		**16,021**
特別利益		
投資有価証券売却益	1,990	
抱合せ株式消滅差益	2,484	4,474
特別損失		
減損損失	7,135	
固定資産処分損	4,112	
関係会社株式評価損	2,264	
その他	944	14,455
税引前当期純利益		**6,039**
法人税、住民税及び事業税	1,923	
法人税等調整額	△2,057	△135
当期純利益		**6,174**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月12日

東洋紡株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武　久　善　栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　田　徹　雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　橋　盛　子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東洋紡株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋紡株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年５月12日

東洋紡株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武　久　善　栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山　田　徹　雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大　橋　盛　子

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東洋紡株式会社の2021年４月１日から2022年３月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年４月１日から2022年３月31日までの第164期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と、web会議システムを含めて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

　なお、事業報告に記載されております、安全・防災及び品質保証等の「リスク管理に関する取組み」につきましては、今後もその取組みの実施状況について、監査役会として注視してまいります。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年５月12日

東洋紡株式会社　監査役会

監査役(常勤)　飯　塚　康　広　㊞

監査役(常勤)　田　保　高　幸　㊞

監　査　役　杉　本　宏　之　㊞

監　査　役　入　江　昭　彦　㊞

（注）監査役 杉本　宏之及び監査役 入江　昭彦は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要事項の１つと認識しており、安定的な配当の継続を基本としつつ、持続性のある利益水準、将来投資のための内部留保、財務体質の改善などを勘案したうえで、総還元性向30％を目安として総合的に判断しています。当期の期末配当につきましては、事業報告に記載しました当期の業績を踏まえて、前期と同額の１株につき40円とさせていただきたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式１株につき金　40 円 総額　3,555,849,680 円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2022年６月27日

第２号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

(1) 株主総会の議長は、代表権の有無にかかわらず取締役会長が務めることとするため、現行定款第14条（総会の議長）を変更するものです。

(2) 2020年６月24日開催の第162回定時株主総会終結の時をもって、いわゆる買収防衛策を廃止していることや、裁判例を含む買収防衛策を巡る近時の動向を踏まえ、現行定款第16条（買収防衛策）を削除するものです。

(3) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条但書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、事業報告、計算書類、株主総会参考書類などの株主総会資料（以下、「株主総会参考書類等」といいます。）の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり変更するものです。

① 上場会社は、株主総会参考書類等について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務づけられますので、変更案第17条（前段）を新設するとともに、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項を限定することができるよう、変更案第17条（後段）を新設するものです。

② 株主総会参考書類等の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は不要となりますので、これを削除するものです。

③ 上記①および②の変更に関する効力発生の時期等について、附則を新設するものです。

(4) 経営の機動性を確保するため、現行定款第22条（代表取締役及び役付取締役）を見直し、変更案第21条のとおり、社長を執行役員からも選定することができる旨を定めるとともに、役付取締役を会長および社長のみとする規定とするものです。

(5) 当社は、2005年に執行役員制度を導入し、より効率的な業務執行体制の確立を図ってきました。今般、当該制度を定款に規定し明確化するため、変更案第22条（執行役員及び役付執行役員）を新設するものです。

(6) その他所要の変更を行うものです。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

（下線は変更箇所を示しています。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第13条　（条文省略）	第１条～第13条　（現行どおり）
第14条（総会の議長） 株主総会の議長は、代表取締役会長がこれに当たる。 代表取締役会長が欠員または事故のときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。	第14条（総会の議長） 株主総会の議長は、取締役会長がこれに当たる。 取締役会長が欠員又は事故のときは、あらかじめ取締役会の定めた順位により他の取締役がこれに当たる。
第15条　（条文省略）	第15条　（現行どおり）
第16条（買収防衛策） 当会社は、株主総会の決議により、当会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保及び向上のため、当会社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）に関する事項について決定することができる。 当会社は、当該対応策に基づく対抗措置として、取締役会の決議により、新株予約権者のうち一定の者に対する差別的行使条件及び取得条項を付した新株予約権の無償割当て又は会社法その他の法律及び当会社の本定款上認められるその他の措置を行うことができる。	（削除）
第17条　（条文省略）	第16条　（現行どおり）
（新設）	第17条（電子提供措置） 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第325条の２の規定による電子提供措置をとるものとする。 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
第４章　取締役、取締役会及び相談役	第４章　取締役及び取締役会
第19条～第21条　（条文省略）	第18条～第20条　（現行どおり）
第22条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって、取締役会長１名、取締役社長１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	第21条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役又は執行役員の中から社長１名を選定する。 取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長１名を選定することができる。
（新設）	第22条（執行役員及び役付執行役員） 取締役会は、その決議によって当会社の業務を執行する執行役員を選任することができる。 取締役会は、前条に定めるもののほか、その決議によって執行役員の中から副社長その他役付執行役員若干名を選定することができる。
第23条～第40条　（条文省略）	第23条～第40条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	附則 1．変更前定款第18条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第１条但書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、2023年２月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６カ月を経過した日又は前項の株主総会の日から３カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第３号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役10名（うち社外取締役５名）の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名		当社における地位	取締役会出席状況
1	楢原　誠慈（なら はら せい じ）	再任	取締役会長	100%（19/19回）
2	竹内　郁夫（たけ うち いく お）	再任	代表取締役社長兼社長執行役員	100%（19/19回）
3	森重　地加男（もり しげ ち か お）	再任	代表取締役兼副社長執行役員	100%（15/15回）
4	大槻　弘志（おお つき ひろ し）	再任	代表取締役兼専務執行役員	100%（19/19回）
5	大内　裕（おお うち ゆたか）	再任	取締役兼常務執行役員	100%（15/15回）
6	中村　勝（なか むら まさる）	再任　社外　独立	取締役	100%（19/19回）
7	磯貝　恭史（いそ がい たか ふみ）	再任　社外　独立	取締役	100%（19/19回）
8	桜木　君枝（さくら ぎ きみ え）	再任　社外　独立	取締役	100%（19/19回）
9	播磨　政明（はり ま まさ あき）	再任　社外　独立	取締役	94%（18/19回）
10	福士　博司（ふく し ひろ し）	新任　社外　独立	—	—

（注）１．森重　地加男および大内　裕の両氏の取締役会出席状況は、2021年６月24日の就任後に開催された取締役会を対象としています。

２．取締役候補者の指名にあたっては、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬等諮問委員会の答申を踏まえて決定しています。

候補者番号

1　楢原誠慈（ならはらせいじ）

1956年10月17日生　再任

所有する当社株式の数

35,517株

取締役会出席状況

100%（19/19回）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年１月　当社入社
2010年４月　執行役員
2011年６月　取締役兼執行役員
2014年４月　代表取締役社長兼社長執行役員
2021年４月　取締役会長（現任）

候補者番号

2　竹内郁夫（たけうちいくお）

1962年10月15日生　再任

所有する当社株式の数

18,760株

取締役会出席状況

100%（19/19回）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年４月　当社入社
2018年４月　執行役員
2020年４月　常務執行役員
2020年６月　取締役兼常務執行役員
2021年４月　代表取締役社長兼社長執行役員（現任）

（現　サステナビリティ推進本部、内部監査部、カエル推進部の統括）

所有する当社株式の数
11,177株

取締役会出席状況
100%（15/15回）

候補者番号
3　森（もり）　重（しげ）　地加男（ちかお）
1960年4月19日生　再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社
2014年4月	参与、フイルム開発部長
2014年6月	参与、化成品生産技術総括部長
2017年4月	執行役員
2019年4月	常務執行役員
2020年4月	専務執行役員
2021年6月	代表取締役兼専務執行役員
2022年4月	代表取締役兼副社長執行役員（現任）

（現　社長執行役員の補佐。新社設立準備室の統括。フイルム・機能マテリアルソリューション本部長）

所有する当社株式の数
10,726株

取締役会出席状況
100%（19/19回）

候補者番号
4　大（おお）　槻（つき）　弘（ひろ）　志（し）
1961年2月19日生　再任

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年11月	当社入社
2014年10月	参与、化成品企画管理室長兼フイルム事業管理部長
2017年4月	執行役員
2020年6月	取締役兼執行役員
2021年4月	取締役兼常務執行役員
2022年4月	代表取締役兼専務執行役員（現任）

（現　管理部門の統括。カエル推進部の担当）

候補者番号

5　大内（おおうち）　裕（ゆたか）　1956年7月17日生　再任

所有する当社株式の数
5,335 株

取締役会出席状況
100%（15/15回）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1980年５月　協和発酵工業株式会社（現　協和キリン株式会社）入社
2009年６月　協和発酵バイオ株式会社　取締役
2012年３月　協和発酵キリン株式会社（現　協和キリン株式会社）常務執行役員
2019年４月　当社入社
2020年４月　常務執行役員
2021年６月　取締役兼常務執行役員（現任）

（現　ライフサイエンスソリューション本部長）

候補者番号

6　中村（なかむら）　勝（まさる）　1953年9月3日生　再任　社外　独立

所有する当社株式の数
0 株

取締役会出席状況
100%（19/19回）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年４月　住友商事株式会社入社
2006年４月　同社理事
2008年４月　同社執行役員
2010年４月　同社常務執行役員
2012年４月　同社専務執行役員
2016年４月　同社顧問
2017年６月　当社社外取締役（現任）

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]
　中村　勝氏は、経営者としての豊富な経験や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員長を務めるなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。

候補者番号

7　磯貝（いそがい）恭史（たかふみ）　1949年4月4日生　再任　社外　独立

所有する当社株式の数

0 株

取締役会出席状況

100%（19/19回）

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年１月　大阪大学教養部助教授
1996年４月　大阪大学大学院基礎工学研究科助教授
2002年４月　神戸商船大学商船学部教授
2003年10月　神戸大学海事科学部教授
2013年４月　流通科学大学商学部教授
2018年４月　流通科学大学非常勤講師
2018年６月　当社社外取締役（現任）

［社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要］

磯貝　恭史氏は、品質管理分野に精通した学識経験者としての専門的見地や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、技術、研究開発等の分野でも経営へのアドバイスを行うなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しています。

所有する当社株式の数
0 株

取締役会出席状況
100%（19/19回）

候補者番号
8　桜（さくら）木（ぎ）君（きみ）枝（え）　1958年9月6日生

社外　再任　独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年３月	株式会社福武書店（現　株式会社ベネッセホールディングス）入社
1995年４月	同社出版部書籍事業部門統括
1998年11月	同社ビジネスエシックスコミッティ課長
2003年１月	同社企業倫理・コンプライアンス室長
2003年６月	同社常勤監査役（2019年６月退任）
2007年４月	会津大学大学院特任教授（現任）
2019年６月	当社社外取締役（現任）
2021年６月	いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）
2021年６月	株式会社熊谷組社外取締役（現任）

［重要な兼職の状況］
会津大学大学院特任教授
いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員）
株式会社熊谷組社外取締役

［社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要］
桜木　君枝氏は、企業倫理、コンプライアンスおよびサステナビリティなどの分野に関する豊富な経験や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員を務めるなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。

所有する当社株式の数
0 株

取締役会出席状況
94%（18/19回）

候補者番号

9 播磨 政明（はりま まさあき） 1950年12月9日生

社外 再任 独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年４月	大阪地方裁判所判事補
1980年４月	福島地方・家庭裁判所判事補、福島簡易裁判所判事
1981年５月	弁護士登録（大阪弁護士会）
1987年９月	播磨法律事務所（現　伏見町法律事務所）開設
2010年４月	大阪市公正職務審査委員会委員長
2011年６月	石原産業株式会社社外監査役（現任）
2014年３月	大阪府労働委員会会長
2014年６月	当社独立委員会委員
2018年11月	大阪府公害審査会委員
2019年10月	堺市監査委員（現任）
2020年６月	当社社外取締役（現任）
2021年４月	大阪府公害審査会会長（現任）

［重要な兼職の状況］
伏見町法律事務所弁護士
石原産業株式会社社外監査役
堺市監査委員
大阪府公害審査会会長

［社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要］
播磨　政明氏は、弁護士としての専門的見地や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、社内規程体系の整備や個別の規程に対する監修・アドバイスを行うなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しています。

所有する当社株式の数

0 株

取締役会出席状況

―

候補者番号

10 福士博司（ふくしひろし） 1958年4月25日生

新任 社外 独立

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月	味の素株式会社入社
2011年6月	同社執行役員
2013年6月	同社取締役常務執行役員
2013年6月	同社バイオ・ファイン事業本部長
2015年6月	同社取締役専務執行役員
2017年6月	同社代表取締役
2019年6月	同社取締役副社長執行役員
2019年6月	同社Chief Digital Officer
2021年5月	一般社団法人日本食品添加物協会会長（現任）
2021年5月	公益社団法人日本食品衛生協会副会長（現任）
2021年6月	味の素株式会社取締役 代表執行役副社長
2021年7月	株式会社マーケティングアプリケーションズ社外取締役（現任）
2022年4月	味の素株式会社取締役 執行役 （現任、2022年6月同社特別顧問就任予定）

［重要な兼職の状況］

株式会社マーケティングアプリケーションズ社外取締役

一般社団法人日本食品添加物協会会長

公益社団法人日本食品衛生協会副会長

［社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要］

福士　博司氏は、経営者としての豊富な経験や幅広い見識に加え、バイオ分野やデジタル分野における高い専門性を有しており、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。

（注）1．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2．取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。すべての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、また、次回更新時には同内容で更新することを予定しています。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「Ⅳ．会社役員に関する事項 3． 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
3．取締役候補者のうち、中村　勝、磯貝　恭史、桜木　君枝、播磨　政明および福士　博司の各氏は、社外取締役候補者です。
4．社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。
(1) 当社の社外取締役に就任してからの年数
・中村　勝氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって５年です。
・磯貝　恭史氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって４年です。
・桜木　君枝氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって３年です。
・播磨　政明氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって２年です。
(2) 社外取締役との責任限定契約
当社は、定款第28条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めており、当社は、中村　勝、磯貝　恭史、桜木　君枝および播磨　政明の各氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しています。各氏の選任が承認された場合、当社は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。また、福士　博司氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で同様の契約を締結する予定です。
(3) 独立性に関する事項
・中村　勝、磯貝　恭史、桜木　君枝、播磨　政明および福士　博司の各氏は、いずれも当社が定めた「社外役員の独立性基準」の要件を満たしています。
・中村　勝氏が過去に業務執行者であった住友商事株式会社と当社との間には、取引関係がありますが、その取引額は、直近年度において両社の連結売上高のそれぞれ0.1％未満です。
・磯貝　恭史氏が過去に教授を務めていた流通科学大学と当社との間に取引関係はありません。
・桜木　君枝氏が過去に監査役を務めていた株式会社ベネッセホールディングスと当社との間に取引関係はありません。また、同氏の重要な兼職先である会津大学、いすゞ自動車株式会社、株式会社熊谷組との間にも取引関係はありません。
・播磨　政明氏の重要な兼職先である伏見町法律事務所および石原産業株式会社との間に取引関係はありません。
・福士　博司氏が業務執行者である味の素株式会社と当社との間に取引関係はありません。また、同氏の重要な兼職先である株式会社マーケティングアプリケーションズとの間にも取引関係はありません。
・当社は、中村　勝、磯貝　恭史、桜木　君枝、播磨　政明および福士　博司の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役　飯塚　康広氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役１名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。

監査役候補者は、次のとおりです。

所有する当社株式の数

3,641 株

取締役会出席状況

100％（19/19回）

監査役会出席状況

100％（15/15回）

飯塚（いいづか）　康広（やすひろ）　1958年７月１日生　再任

略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年４月	当社入社
2006年４月	ＡＣ事業部長
2009年４月	ＡＣ事業総括部長
2011年４月	参与、ＡＣ事業総括部長
2015年４月	執行役員
2018年４月	顧問
2018年６月	監査役（常勤）（現任）

（注）１．監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、また、次回更新時には同内容で更新することを予定しています。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「Ⅳ．会社役員に関する事項　３．　役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

３．監査役候補者の指名にあたっては、当社取締役会の諮問機関である指名・報酬等諮問委員会の答申を踏まえて決定しています。

第５号議案　補欠監査役１名選任の件

　法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものです。
　なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ています。
　補欠の監査役候補者は、次のとおりです。

社外　独立

里井　義昇（さとい　よしのり）　1962年12月10日生　　所有する当社株式の数　０株

略歴および重要な兼職の状況

1996年４月　弁護士登録
1996年４月　高木茂太市法律事務所入所
2006年２月　象印マホービン株式会社社外監査役
2015年６月　ＮＣＳ＆Ａ株式会社社外監査役
2015年６月　当社社外監査役
2016年12月　やさか法律事務所入所

[重要な兼職の状況]
やさか法律事務所弁護士

[補欠の社外監査役候補者とした理由]
　里井　義昇氏は、弁護士として豊富な経験を有しています。その知見や幅広い見識を生かし、当社の監査に反映していただくため、補欠の社外監査役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、2015年６月から2017年６月まで当社社外監査役を務め、当社グループの事業内容および監査体制などについても十分な知見を有しているため、法令に定める監査役の員数を欠くこととなった場合においても適切に職務を遂行いただけるものと判断しています。

（注）１．当社グループは、里井　義昇氏に当社コンプライアンス相談の社外窓口およびグループ会社の個別案件で報酬を支払っていますが、その額は直近年度において３百万円と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。
　　２．補欠監査役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要
　　　当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。補欠監査役候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれ、また、次回更新時には同内容で更新することを予定しています。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「Ⅳ．会社役員に関する事項　３．役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
　　３．里井　義昇氏は、補欠の社外監査役候補者です。
　　４．補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。
　　　(1) 社外監査役との責任限定契約
　　　　当社は、定款第36条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めています。里井　義昇氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏との間で法令が規定する額を限度とする当該責任限定契約を締結する予定です。
　　　(2) 独立性に関する事項
　　　　・里井　義昇氏の重要な兼職先であるやさか法律事務所と当社との間で顧問契約はなく、また、当社が定めた「社外役員の独立性基準」の要件を満たしています。
　　　　・同氏が社外監査役に就任した場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

＜ご参考＞ 取締役会および監査役会の構成

　取締役会は、戦略的な方向づけや重要な業務執行の決定を適切に行うための専門性・スキルと、経営陣に対する監督強化に必要な独立性を備えつつ、職歴・ジェンダー・年齢などの多様性も確保しながら、全体としてバランスのとれた体制とするため、取締役会議長を務める会長、社外取締役および執行役員を兼務する取締役で構成します。社外取締役の割合は３分の１以上とし、員数は、定款で14名以内と定めています。
　取締役会に必要なスキルとしては、経営全般や事業運営・営業、財務・会計、リスク管理・コンプライアンスの各分野に加え、重要課題である品質や安全、環境を含む生産技術・研究開発の分野についても備えるべきものであると考えています。

氏名	年齢（歳）	当社における地位	非業務執行役員	独立役員	指名・報酬等諮問委員会
槍原誠慈	65	取締役会長	○（取締役会議長）		○
竹内郁夫	59	代表取締役社長 兼社長執行役員			
森重地加男	62	代表取締役 兼副社長執行役員			
大槻弘志	61	代表取締役 兼専務執行役員			
大内裕	65	取締役 兼常務執行役員			
中村勝	68	取締役	○	○	○（委員長）
磯貝恭史	73	取締役	○	○	
桜木君枝	63	取締役	○	○	○
播磨政明	71	取締役	○	○	
福士博司	64	取締役	○	○	
飯塚康広	63	常勤監査役	○		
田保高幸	61	常勤監査役	○		
杉本宏之	69	監査役	○	○	○（オブザーバー）
入江昭彦	65	監査役	○	○	

（注）１．年齢は、本総会終結時のものです。
　　　２．指名・報酬等諮問委員会の構成メンバーは、本総会後開催の取締役会の決議により選任される予定です。

また、監査役会は、取締役の職務の執行に対する監査の実効性を確保する観点から、財務・会計の専門性・スキルのほか、当社グループの事業に知見を有する人材も含めて構成します。

第３号議案および第４号議案が原案のとおり承認可決されますと、取締役会および監査役会の構成は以下のとおりとなる予定です。

経営全般	事業運営・営業	生産技術・研究開発	財務・会計	リスク管理・コンプライアンス	海外経験
○			○		○
○	○				○
○	○	○			
			○	○	
	○				○
○	○				○
		○			
	○			○	
				○	
○	○	○			○
	○	○			
	○		○	○	○
			○	○	○
	○			○	

3．上表に示した各スキルは、当社が各役員に期待する専門性・スキルであり、各役員が有するすべての知見・経験を表すものではありません。

<ご参考> 社外役員の独立性基準

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役および社外監査役（候補者を含む）は、当社からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断する。

(1) 当社の主要株主（議決権保有割合が10%以上である者をいう、以下同じ）、またはその会社の業務執行者

(2) 当社が主要株主である会社の業務執行者

(3) 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、過去３事業年度の平均年間取引額が当該取引先の年間総売上高の２%超に相当する金額となる取引先をいう）またはその会社の業務執行者

(4) 当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、過去3事業年度の平均年間取引額が当社の年間総売上高の２%超に相当する金額となる取引先をいう）またはその会社の業務執行者

(5) 当社の主要な借入先（その借入残高が当社総資産の２%超に相当する金額である借入先をいう）である金融機関の業務執行者

(6) 当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている個人、または年間１億円以上を得ている法人等に所属する者

(7) 上記(1) 乃至(6) に過去３年以内に該当していた者

(8) 上記(1) 乃至(7) に該当する者の二親等内の親族

（注）上記の属性に該当しない場合であっても、当社のグループ会社または取引先のグループ会社における取引高等を勘案して、独立性がないと判断する場合がある。

以　上

以　上

株主総会会場へのエレベーターは東西２ヵ所にございます。

西側エレベーター
（オフィスエントランス）

1階

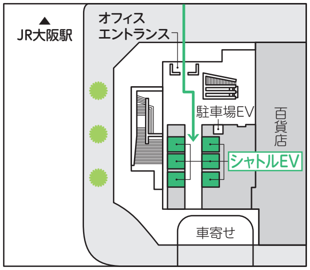

地下1階

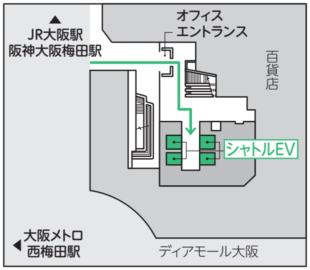

東側エレベーター
（阪神百貨店共用）

1階

地下1階

株主総会会場案内図

詳細については、前頁もご参照ください。

会場

昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 11階
梅田サウスホール

大阪市北区梅田一丁目13番１号

※来客用駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

交通

- 阪神電車
  大阪梅田駅 東改札より徒歩約１分
- 大阪メトロ御堂筋線
  梅田駅 南改札より徒歩約１分
- 大阪メトロ谷町線
  東梅田駅 より徒歩約２分
- JR
  大阪駅 より徒歩約３分
- 大阪メトロ四つ橋線
  西梅田駅 より徒歩約３分
- JR東西線
  北新地駅 より徒歩４分
- 阪急電鉄
  大阪梅田駅 より徒歩約７分

NAVITIME

出発地から
株主総会会場まで
スマホがご案内します。

目的地入力は
不要です！！

- 乗り換え検索
- 駅出入口まで分かる
- 最寄駅からナビ誘導

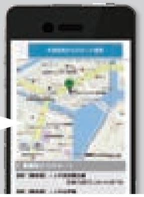

スマートフォンで
QRコードを読み取って
ください

UD FONT 見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。